

46 芦屋市におけるマンション工事からの騒音・振動による慰謝料等責任裁定申請事件
(平成23年(セ)第2号事件)

(1) 事件の概要

平成23年3月10日、兵庫県芦屋市の住民1人から、不動産会社及び建設会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人らが施工したマンション建設工事の騒音・振動により、申請人は自律神経失調症を発症した外、家屋への損害、肉体的・精神的苦痛を受けたとして、被申請人らに対し、連帯して、損害賠償金342万7,720円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。